SHIP SECURITY ADVISORY No. 02-24J (Rev.2)

To: Owners/Operators, Masters, Company Security Officers, Recognized Security

Organizations

SUBJECT: THREATS TO SHIPPING IN THE STRAIT OF HORMUZ REGION

Date: 14 October 2024

以下の海域で運航中、又は運航予定の弊旗国籍船船主、及び運航者の皆様は、本船舶保安通知書を(該当船に) 速やかに配布、(内容についてご理解)ご共有を願います。

- Arabian/Persian Gulf;
- Arabian Sea;
- Gulf of Oman (GoO); or
- Strait of Horumuz (SoH);

高まる軍事行動、及びこれらの地域における地政学的緊張が(この海域を航行する)商船に深刻な脅威をもたらしています。これらの海域を航行する船舶は警戒レベルを高め、維持して下さい。

1.0 最新情報

1.1 §8.3を追加し、共同海事情報センター(JMIC)発行の新しい"Bridge Emergency Reference Cards"(非常用簡易参照ガイド)リンク先追加。SSA No. 02-24J (Rev.1) 巻末Appendix Bとして記載の"Bridge Cards"を本§8.3 へ差し替え。

2.0 脅威と危険度について

- 2.1 (非多国籍)軍、又は非国家主体勢力による拿捕
 - .1 アラビア海、ペルシャ湾、ホルムズ海峡、及びオマーン湾を航行する商船は過去数年間に以下のインシ デントを含む(非多国籍)軍による乗船、拘留、或いは拿捕を受けてきました:

2024	2023	2022	2021	2020	2019
RMI籍タンカー	パナマ籍タンカ	ギリシャ籍タン	パナマ籍タンカ	ドミニカ籍タンカ	英国籍タンカー
	_	カー 2隻	_	_	
マデイラ籍コンテ ナ船	RMI籍タンカー		韓国籍タンカー	リベリア籍タン	
ノカロ				カー	
			ベトナム籍タン		
			カー		

.2 非多国籍軍は小型艇、或いはヘリコプターで本船に乗り込みをし、(安全運航の)妨害や攻撃的な行為で 自国領海に(武力制圧した)船舶を向かわせます。

2.2 その他の脅威

.1 機雷や、リムペット(貝殻型機雷)、無人航空機、急拵えの水中爆発物、対船ミサイル、及び小火器による 脅威は、この海域、特にオマーン湾、アラビア海では無視できません。

3.0 多国籍軍

- 3.1 本文書末尾Appendix Aに、多国籍軍リスト、連絡の為の案内、及びそれら(多国籍軍)設立の経緯、を纏めています。
- 3.2 (当該海域を航行する)船舶は、米国及び多国籍軍が海上状況把握、問い合わせ、及びアラビア/ペルシャ湾、ホルムズ海峡、オマーン湾、及びアラビア海を航行する船舶の安全確保の為に(貴船に)交信を行う事があります。ご理解をお願いします。 本船が非実在的発信者(米国及び多国籍軍以外)からの送信を受けていると疑いを持った場合は、即座に米国又は多国籍軍、 及び英国海運貿易オペレーション(UKMOT)に通報を行って下さい。
- 3.3 上記(2.2)海域を航行する船舶は英国海運貿易オペレーション(UKMOT)、及びアメリカ海軍中央指令部 USNAVCENT(NATO提唱による)の海軍協力と海運指針(NCAGS) 両組織への(貴船の)登録及び位置情報 email(下記§6.0「任意報告方法、及び連絡先詳細」を記した本書末尾Appendix Aを参照)を含む連絡方法を整備して下さい。それぞれのemailに両組織の宛先を入れる事で、(それぞれの組織に)追加メールを発信する事なく、(両組織が本船の置かれた)状況を同時共有することが出来ます。

4.0 非多国籍軍

- 4.1 非多国籍軍(と思われる発信者)から接触があった場合、船名、船籍国、及び「本船は国連海洋法条約 (UNCLOS)に則った国際法に基づき航行中」であると返信し、直ちにUKMTOに船長報告を行って下さい。定型的な返信、及び(この対応に関する)追加ガイダンスを記した"bridge cards" (§8.3) もご参照下さい。
- 4.2 非多国籍軍(と思われる発信者)が乗船、或いは針路、航行速度の変更求めてきた場合、船長はこれを拒否し、「本船は国連海洋法条約(UNCLOS: "bridge cards" (§8.3)参照)に則った国際法に基づき航行中」と返信、直ちにUKMTOに報告を行って下さい。
- 4.3 非多国籍軍が乗船した場合、直ちに米国中央海軍指令部)US NAVCENT)戦闘監視部(Battle Watch)に 報告を行い、乗組員は乗船者に対し抵抗することを控えてください。抵抗を控える事が(無断)乗船を認めた ことにはなりません。

5.0 危険緩和対策

- 5.1 この海域を航行する場合は以下の対策を取ってください:
 - .1 弊旗国要求(https://www.register-iri.com/maritime/maritime-security/)として、本船がオマーン湾、、ホルムズ海峡、或いはアラビア海にあってはShip Security Level 2(もしくは港内における同等の警戒レベル)を実施。
 - .2 Best Management Practices to Deter Piracy and Enhance Maritime Security in the Red Sea, Gulf of Aden, Indian Ocean and Arabian Sea, 5th Edition (BMP5: <u>www.register-iri.com/wp-content/uploads/BMP5-June-2018-1.pdf</u>) の検討。
 - .3 慎重な航海計画とそれに伴う危険評価の実施。
 - .4 危険評価、及び事前保安対策実施後、本船保安計画の見直し、及び改正。
 - .5 イラン沿岸より可能な限り距離を取った航行。
 - .6 石油会社国際海事評議会(OCIMF)発行図書「Loitering Munitions the Threat to Merchant Ships 」(https://www.ocimf.org/document-libary/854-loitering-munitions-the-threat-tomerchant-ships-1/file)及び「Ship Security: Hull Vulnerability Study」 (https://www.ocimf.org/publications/information-papers/ship-security-hull-vulnerability-study)の 検討。

- .7 NATO発行図書「ATP-02.1 NCAGS Guide to Owners, Operators, Masters and Officers」 (https://shipping.nato.int/nsc/media-centre/downloads/documents) 第4章の検討
- .8 危険度が高まる海域へ入る前の保安、及び消火訓練の実施。
- .9 小型艇接近に対する船橋総員による用心深い監視の維持。
- .10VHFや他の会話チャンネルの監視。
- .11多国籍軍組織(UKMTO, EUNAVFOR, MSCHOA, CMF, 及びUS NAVCENT)からの助言/指示に従う。
- 5.2 アラブ首長国連邦(UAE)、フジャイラ以北航行時の民間武装警備隊(PCASP)乗船は避ける。
- 5.3 船長はSOLAS/Regulation V/34.1に従い海上における人命の安全、及び海洋環境保全の為に必要な職業上決断を下す事が出来、その決定を(何人も)妨げる事があってはならない。船長が(迫る)脅威を軽減させ、本船の安全もしくは保安が確保できると判断すれば、AISの遮断も可。(IMO Assembly Resolution A.1106(29)/§22; A 1106 29 (imo.org)

(https://wwwcdn.imo.org/localresources/en/OurWork/Safety/Documents/AIS/Resolution%20A.1106 (29).pdf) 参照)。

6.0 自発的報告計画

- 6.1 UKMTO VRA (https://www.ukmto.org/) を航行する船舶はUKMTOの自発的報告計画を利用:
 - .1 UKMTO VRA進入後MSCHOA (www.mschoa.org)に登録。
 - .2 .船位報告書式(https://www.ukmto.org/reporting-formats/daily-report)でUKMTOへ毎日船位報告。
- 6.2 オマーン湾、ホルムズ海峡、及びアラビア/ペルシャ湾に於いては、以下にご注意ください:
 - .1 (この海域内で)利用/適用が可能な自発的報告計画を取り入れる事で(当該海域に於ける)多国籍 軍と直接交信(できる環境)を維持。

- .2 Maritime Security Chart Q6099 (https://cd.royalnavy.mod.uk/-/media/ukmto/charts/q6099.pdf?rev=ea3de0edd2ee432cbae163b36a49f9d6&hash=8D41980116B444BE21920085AD7B80EB)で定義されるUKMTOの自発的報告海域(VRA)に入る24時間前にUKMTO及びUS NAVCENT NCAGS、BMP5 Appendix D (p.38 &39)(https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/BMP5-June-2018-1.pdf) に従ったInitial reportをemailにてUKMTO及びUS NAVCENT NCAGSに単一メールで送信。(報告書)10項のスエズ運河、バブ・エル・マンデブ海峡、及びホルムズ海峡到着予定時間,及び、必要に応じて14項を加え、付記すべきコメント、例えば本船の速度制限について、或いはその他の制約、ホルムズ海峡ー分離通航計画に基づく同航路への進入、離脱の時間、ホルムズ海峡、ペルシャ湾、及び他海域航行計画の概要、他。必要に応じてBMP5 Appendix Dに含まれる他の報告も行う。
- .3 船位報告書式 (https://www.ukmto.org/reporting-formats/daily-report) でUKMTOへ本船 船位を毎日報告。

7.0 インシデント又は(他船/未確認局による)不審な行動に対する報告

- 7.1 インシデント、又は不審な行動に遭遇した場合はUKMTOに連絡。
- 7.2 緊急事態発生時には船舶警報通報装置(SSAS)を作動させ、電話+973-1785-3879, 米国中央海軍指令部) US NAVCENT)戦闘監視部(Battle Watch)へ通報。
- 7.3 全ての保安に係るインシデントは弊局、電話+1-571-441-1885、<u>marsec@register-iri.com</u> 及び dutyofficer@register-iri.com にご報告下さい。

8.0 補足情報

- 8.1 Maritime Global Security website, <u>www.maritimeglobalsecurity.com</u> は、BMP5(https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/BMP5-June-2018-1.pdf)を含む(海上保安に係る)海事業界最良の事例(ベストプラクティス)を提示、海事従事者の為の地域(情報)、(船舶が非常時に遭遇した場合の)連絡先、(計画航行)海域に於ける海上保安報告センターの情報を提供。上記海域航行前にBMP5、及び Maritime Global Security websiteへ(海域情報)確認を行って下さい。
- 8.2 国際海運業界団体(ISIA)は、アラビア/ペルシャ湾、及びオマーン湾を含むホルムズ海峡区を航行する船舶の新しい自発的航路の通航アドバイス (https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/2024-09-24-INTERIM-INDUSTRY-TRANSIT-ADVICE-SRS-GoA-SSA-01-24.pdf) を発行しています。この航路を利用することで、多国籍軍はより効率的に人員(艦船)配置を行い、ホルムズ海峡を航行する船舶の支援SA No. 02-24J (Rev. 2)

をすることが出来ます。

- 8.3 JMICは中東地域航行用に新しい"Bridge Emergency Reference Cards" (非常用簡易参照) ガイドを発行しています。新しい"Bridge Emergency Reference Cards"はプリントアウト用、電子媒体用、2種類入手可能です。
 - .1 プリントアウト用 (https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/JMIC-Bridge-Emergency-Reference-Cards-Middle-East-print-SSA-01-24-02-24.pdf)
 - .2 電子媒体用 (https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/JMIC-Bridge-Emergency-Reference-Cards-Middle-East-digital-SSA-01-24-02-24.pdf)
- 8.4 弊局、Maritime Security (https://www.register-iri.com/maritime/maritime-security/) も併せてご利用下さい。

APPENDIX A: 多国籍軍

多国籍軍	連絡先	補足
MSCHOA	postmaster@mschoa.org	MOCHOAは(EUと)海運業界の協力により欧州連合海軍(EU
(アフリカホーン海事安全セ	jocwatchkeeper@mschoa.org	NAFOR) が設立した(海上安全保障の) 先駆者でUKMTO VRA
ンター)	+34-956-470-534; +34-661-442-365	通航船の為のEU NAVFORへの自発的登録の管理を行う。
(https://www.mschoa.org/)		
UKMOT	watchkeepers@ukmto.org	最近のこの海域に於けるセキュリティーインシデントの一覧は
(英国海運貿易オペレーショ	+44(0)-2392-222060	<u>www.ukmto.org/indian-ocean/recent-incidents</u> で閲覧可。
ン)		
(https://www.ukmto.org/)		
US NAVCENT	Primary:	US NAVCENT NCAGSは軍隊と商業海運間に重要な連携
NCAGS	+973-1785-0033	を提供し、船長、及びCSOに航海に係る脅威とその危険評価
(米国中央指令部	Alternate:	の情報と(対応)ガイダンスを提供。
「海軍協力・海運指針」)	m-ba-cusnc-ncags@us.navy.mil	
	Contingency:	
	+973-3940-4523 (mobile)	
	Emergency: (NAVCENT Battle Watch)	
	+973-1785-3879	
	Cusnc.bwc@me.navy.mil	